

仕 様 書

1 件名

令和8年度 多摩島嶼事業承継促進事業（創業希望者向けセミナー及び島しょ交流会）運営業務委託

2 目的

中小・小規模企業の経営者高齢化に加え、物価高騰や人手不足を背景とした事業の継続性確保は深刻な課題となっている。地域経済の活力を維持・発展させるには、事業承継を喫緊の経営課題と捉え、早期の準備や具体的な行動へつなげる意識啓発が不可欠である。

本事業では、多摩・島しょ地域において多様な成功事例を共有し、検討段階にある事業者の着実な一歩を後押しする。特に地理的な特性や制約が多い島しょ地域では、現地事業者と後継希望者間で交流を図り、事業価値の可視化をはじめとした多角的な支援を展開し、次世代への円滑な継承を実現する。

3 契約期間

契約確定の翌日から令和9年2月26日（金）まで

4 履行場所

東京都商工会連合会 多摩・島しょ経営支援拠点が指定する場所

5 業務概要

- (1) 島しょ地域での創業希望者向けセミナーの企画・運営
- (2) 島しょ交流会の企画・運営

6 業務内容

各事業は次の概要に沿って企画・運営すること。なお、いずれの事業においても受託者は参加者から参加費を徴収しない。

(1) 島しょ地域での創業希望者向けセミナーの企画・運営

① 目的

創業の有効な選択肢として「第三者承継」を提示し、その優位性を説明することで、事業を引き継ぐという新たな選択肢への気づきを提供する。同時に島しょ地域での事業承継を促進するため、現地事業の魅力や特有の課題、必要な心構えについて、実際の体験談を交えて解説する。

参加者に離島ビジネスへの理解を深めてもらうと同時に、次段階である「島しょ交流会」への参加申込へと繋げる。

② 構成

次のア～エを含めた内容で実施すること。

- ア 「創業方法の種類」「島しょ地域における創業のメリットとデメリット」の周知
- イ 質疑応答
- ウ 島しょ交流会の紹介
- エ 参加者向けアンケートの実施、集計

③ 実施時期

令和8年8月中旬に1日（1時間30分程度を予定）

※実施時期については、発注者と協議の上で決定すること。

④ 実施場所

オンラインによる開催

⑤ 対象者及び参加人数

島しょ地域での創業希望者等 20名程度

※参加人数は最大50名まで対応できる環境を準備すること。

⑥ (1) に係る当日運営等

配信機材の設営等の当日運営に係る業務を行う。

ア リハーサルの実施、登壇者等のアテンド

イ 機材や人員の手配

ウ オンライン配信を行う体制

最大50名程度が参加でき、セキュリティ対策が万全で双方向型のコミュニケーションが可能になるオンライン配信システムで実施すること。

エ 当日参加者の把握を行い、参加人数を報告書へ記載すること。

⑦ 広報活動

受託者は、対象者を効果的に集客できる SNS 広告等を用いた広報・PR 活動を行うこと。

また、適宜効果的な手法がある場合は発注者へ提案すること。

⑧ 申込受付及び参加者の管理

ア 申込受付を目的とした専用の WEB ページを発注者と協議の上で構築し、契約期間中は運用すること。

イ 参加希望者は、事前申込を必須とし、申込者のみオンラインで参加する。

ウ 参加申込の受付後、申込者への案内やオンライン設定方法の説明等に加え、開催直前にリマインドメールの送信等を実施すること。

⑨ 報告書

受託者は、業務終了後、速やかに業務実施について報告すること。参加者向けアンケートの集計結果や全体をまとめた報告書は、発注者と協議の上で作成し、契約期間内に提出すること。

⑩ その他

ア 参加者向けの詳細案内（セミナーアクセス方法、資料提供等）及び問い合わせ対応は、受託者が実施する。

イ オンライン配信システムは待機室を設定し、参加者以外の第三者が入室することを防ぐこととし、入室の許可は参加者名簿から判断して受託者が実施するものとする。

(2) 島しょ交流会の企画・運営

① 目的

島しょ地域で創業を希望する者と島に訪問する。将来的に後継者不在による廃業を検討している事業者、地域活性化に尽力する事業者等との意見交換を行い、創業希望者には現地のビジネス環境を肌で感じてもらう。一方で現地事業者に対しては「第三者承継」という選択肢を啓発し、将来的な事業承継への意識醸成を図る。

② 実施時期

令和8年10月～12月の期間中に1回（1泊2日を予定）

※実施時期については、発注者と協議の上で決定すること。

③ 対象地域

八丈町

④ 内容

受託者は、次のア～キを含めた構成で企画し、発注者と協議の上で実施内容を決定すること。

ア 参加者の自己紹介

イ 島内で事業を営むことの実態（メリットやデメリット等）を説明

ウ 島内における事業承継や第三者承継の状況や事例等の説明

エ 参加者同士の意見交換

オ 島内事業所等を見学し、島内での事業に対する理解を深める機会を提供

カ 参加者向けアンケートの実施、集計

キ その他、事業目的を達成するために効果的な内容

⑤ 対象者及び参加人数

島しょ地域での創業希望者等 5名程度、島内事業者等 5社程度

⑥ 広報活動

受託者は、対象者を効果的に集客できる SNS 広告等を用いた広報・PR 活動を行うこと。

また、適宜効果的な手法がある場合は発注者へ提案すること。

島内の事業者募集に関しては、商工会等の支援機関と連携しながら行うこと。

⑦ 申込受付及び参加者の管理

ア 申込受付を目的とした専用の WEB ページを発注者と協議の上で構築し、契約期間中は運用すること。

イ 交流会参加者に対して、開催の直前にリマインドメールの送信等を実施すること。

⑧ 創業希望者の事前ヒアリング等の実施

受託者は、応募された創業希望者に対して WEB 等を利用した事前ヒアリングを実施し、ヒアリング内容を発注者に書面等で報告する。応募者が定員を超過した場合は、事前ヒアリングの内容を基に発注者と協議の上、島しょ交流会への参加者を決定する。

⑨ (2) に係る当日運営等

会場設営等の当日運営に係る業務を行う。

ア 参加者の誘導や説明者等のアテンド

イ 会場や人員等の手配

ウ 当日の司会進行等

⑩ 報告書

受託者は、業務終了後、速やかに業務実施について報告すること。参加者向けアンケートの集計結果や全体をまとめた報告書は、発注者と協議の上で作成し、契約期間内に提出すること。

⑪ その他

島しょ地域の訪問時に必要な消耗品費・レンタカー代・会場費や受託者側スタッフの旅費等の運営経費は受託者が負担するものとする。ただし創業希望者に係る旅費・宿泊費・保険料は発注者が負担する。

(3) (1)(2)に係る登壇者等の選定・調整及び依頼

受託者は、下記の登壇者等について発注者と協議の上で決定し、依頼すること。また、その調整及び依頼等の事務手続き、謝礼等の支払いは受託者が行うものとする。

- ① (1)「島しょ地域での創業希望者向けセミナー」に係る司会者及び登壇者等
- ② (2)「島しょ交流会」に係る司会者及び説明者等

(4) その他

創業希望者向けセミナー及び島しょ交流会における現地（島しょ地域）での会場手配及び費用については、受託者が負担するものとする。

7 安全管理・危機管理

- (1)受託者は、島しょ交流会の実施にあたり、参加者及び関係者の安全を第一に考慮し、緊急連絡網の整備や現地医療機関の把握など、必要な安全管理体制を構築すること。
- (2)八丈島への移動に係る航空機等の欠航、遅延、または条件付き運航（引き返し等）が予想される場合、受託者は速やかに気象情報及び運航状況を確認し、発注者へ報告すること。
- (3)天候不良等により交流会の実施が困難と判断される場合の対応（オンライン形式への変更等の代替措置）については、あらかじめ発注者と協議の上、その判断基準を定めておくこと。不測の事態により急遽中止・変更を決定した場合は、速やかに参加者及び関係者へ連絡を行い、混乱の防止に努めること。
- (4)前号の規定によりオンライン形式へ変更となった場合の委託料については、現地開催時にもみ発生する諸経費（受託者側スタッフの旅費、レンタカー代、会場費等）を除き、実績に基づき発注者と受託者が協議の上、精算するものとする。なお、見積りにあたっては、あらかじめ「共通運営費」と「現地運営諸経費（実費）」を区分して提示すること。

8 契約の解除

受託者が当該業務の契約事項及び仕様書の各条件に違反した場合は、発注者は契約を解除し委託料を支払わない。又は、支払った委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。

9 その他

- (1) 契約締結後、速やかに本業務委託のスケジュールを作成し、発注者の承認を得ること。また、業務状況について定期的に報告すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。また本事業に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に本事業に係る情報を全て消去すること。
- (5) 個人情報については、個人情報保護法及び地方自治体が定める個人情報保護条例に基づき適正な取扱いを行うこと。またパソコン等を使用するときは、インターネット環境や他のネットワーク環

境からのアクセスや関係者以外の者からの不正アクセスを防止すること。

- (6) 本業務の委託料は、業務完了後、当会所定の業務完了報告書の提出とともに、検査合格したのち受託者からの請求により支払うものとする。
- (7) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、受託者が負うものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (9) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる経費を含むものとする。
- (10) 施行する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）若しくは同条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (11) 本事業の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の指定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。なお、現地の状況により困難が生じた場合については、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (12) 使用するパソコンには、常に最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。